

#### 認定支援機関について

全国の中小企業経営者の皆さん、こんにちは。今日は昨年  
からスタートした「認定支援機関」についてお話ししまし  
ょう。

#### 1. 金融円滑化法の終了と中小企業経営力強化支援法

金融円滑化法の終了を見越して昨年8月30日に「中小企  
業経営力強化支援法」が施行され、この法律の下に「経営  
革新等支援機関」が認定されました(通称、認定支援機関)。  
現時点で19,788機関が登録されており、そのうちの8  
割が税理士、1割が弁護士、1割が金融機関です。中小企  
業庁のHPには「中小企業に対して専門性の高い支援事業  
を行う」とされています。

#### 2. 中小企業庁の困惑

先般、中小企業庁の方々とは意見交換をする機会がありまし  
た。

昔から全国各地の商工会議所には商工調停士や経営安定化  
エキスパートが居り中小零細企業の相談に乗って来まし  
た。ところがこれが機能していないということで、平成13年  
に経済産業省の肝煎りで「中小企業再生支援協議会」が設  
置されたのですが、これも機能していないとなり、政府と  
しては初の試みとなる公募制度を採用して昨年、認定機関  
を募集したのです。

公募してくるのだから「プロ中のプロだろう」と国も考え  
たのですが、任意の100人の税理士などに電話で聴き取  
りをしたところ「企業再生の知識や経験が皆無」であるこ  
とが判明し大騒ぎになったのは、前回(6月)お話しした  
通りです。

案の定と言いますか、全国各地から「認定機関に相談した  
のにまともなアドバイスが貰えない」との苦情が殺到する  
に至り、「400億円もの税金を投入して認定機関を設けた  
のに」と現在、中小企業庁が困惑しています。

税理士や弁護士は税金や法律のプロであっても、一部の先  
生方を除き事業再生の専門家ではありませんから、この結  
果はむしろ当然だと言えます。また、銀行からの借金に苦  
しんでいるのに、いくら認定機関だからと言っても、当の  
金融機関には相談しにくいでしょう。彼らも慈善事業では  
ありませんから、中小企業サイドに立って事を進めてくれ  
る可能性は低いと考えるべきです。

#### 3. 最良のアドバイザーを見付ける方法

一般の税理士や弁護士には頼れない、金融機関に行けば  
飛んで火にいる夏の虫…。ではいったいどこに相談すれば  
良いのでしょうか。優良なアドバイザーの見分け方を具  
体的にお教えしましょう。

(1) 2時間以内に解決策を示せるか  
スポットで相談に出向けば、面談の時間はせいぜい2時間  
でしょう。経営者からの状況説明で1時間。経験豊富なア  
ドバイザーなら次の30分で解決策を「ハッキリと」示す  
ことが出来ます。残りの30分は質疑応答となります。

(2) 今後の相談費用をその場で示せるか  
スポット相談が終わり「今後は顧問として助言をお願いし  
ます」「顧問料はいくらになりますか?」と質問した時にそ  
の場で明確な回答がなく、「金額は書類を見てから」という  
アドバイザーは要注意です。書類を精査し「この先からだ  
どこまで取れるか?」と考えているのです。

(3) 具体的な質問に即答できるか  
勿論、アドバイザーとして不知の問題はありますが、次のよ  
うな問いには即答出来なければなりません。技量を測る質  
問として、投げ掛けてみて下さい。

① 手形借入の書き換え時に銀行から、書き換えはするが後  
継者の息子を保証人に追加することが条件だ、と言われた。  
どうすれば良いか?

経営者が代表者で息子は代表権が無い役員だとしましょう。  
「うーん。仕方ありませんね」「何とか保証を勘弁してくれ  
るように依頼すればどうですか」などと答えるアドバイザ  
ーは素人です。そもそもこのケースでは、銀行は保証人を  
取ってはいけません。なぜ取ってはいけないのかを解説し  
ながらアドバイスをしてくれるならプロです。

② 売上が上がらないのだが、銀行に協力して貰えないだろ  
うか?

(4) 金融機関に人脈があるか  
どんな組織もコネクションとは無縁ではありません。手前  
味噌になり恐縮ですが、例えば我々は各銀行のOBをメン  
バーに抱えています。かつての部下が支店長や審査部長を  
していますので彼らの対応も当然違ってきます。また仕事  
を通じていくつかの銀行の頭取や役員とも親しく付き合  
いをしていますので、難しい案件が来ると彼らの力を借り  
ることもしばしばです。

NPO法人 西日本事業支援機構 矢島健二

#### 【事業再生支援センター・イベント情報】

2014年1月の各地域におけるプロフェッショナルセミナーは、お休みとさせていただきます。2月のイベント情報については追って、FAX、メール、ホームページ等でご案内します。

#### ◆ さいせいニュースのご案内

さいせいニュースは、全国の事業再生支援センター主催の経営者向けセミナー(事業再生・経営改革・地域活性等のテーマ)に参加された方に発行しています。(毎月第二水曜日を日毎に定期発行)当ニュースの受信不要・拒否、ご意見、お問合せ等は、事業再生支援センター協議会事務局までお願い致します。

#### ◆ お問い合わせ先【各地域 NPO へのご相談、事務局へのお問い合わせは下記までお願いいたします】

NPO 首都圏	TEL:03-5957-3786	NPO 関西	TEL:06-6452-3912	NPO 東海	TEL:052-231-0166
NPO 西日本	TEL:077-526-6900	NPO 東日本	TEL:048-789-6321	一社)九州	TEL:092-410-3650
事業再生支援センター協議会事務局			TEL:03-5367-1558、FAX:03-5367-1668		